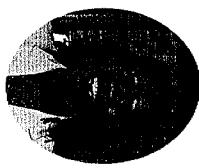


個人のエンパワーメントの道具としての 法学カリキュラムの活用：3つの実践例

講師：キンバリー・J・ノーウッド
(ワシントン大学セントルイス・ロースクール教授)*
司会・当日通訳：宮澤節生（青山学院大学法務研究科教授）
講演翻訳：原口桂誠（早稲田大学法医学部助手）
日時：2008年6月27日（金）午後5時～7時
場所：早稲田大学8号館808会議室



はじめに

私は本日、2つのことについて論じるよう求められています。最初に、ワシントン大学セントルイス・ロースクールにおいて私が講義を行っている数種類の授業について、簡単な紹介を行います。次に、私と大學生の同僚が、法を学生に教えるだけでなく、人々がより充実した人生を送るためにエンパワーメントの方法として、ロースクールのカリキュラムで行っているいくつかの事例を提示したいと考えています。

私は伝統的な法律科目とともに非伝統的な法律科目も担当しています。伝統的な科目の例は、憲法、不法行為法、財産法、相続法、会社法、税法、刑法といった法律科目です。私はいくつかの伝統的な法律科目を担当しています。例えは民事手続法を教えていますが、この授業は民事手続法における準則と手続について興味深い授業です。私は不法行為法と製造物責任法について論じます。最初に、ワシントン大学セントルイス・ロースクール教授）*司会・当日通訳：宮澤節生（青山学院大学法務研究科教授）講演翻訳：原口桂誠（早稲田大学法医学部助手）日時：2008年6月27日（金）午後5時～7時場所：早稲田大学8号館808会議室

責任法についても講義を担当しており、双方ともに、身体的・精神的損害を蒙った被害者の損害賠償を取り扱い、その不法行為の行為者、製造者、あるいは販売者に法的義務を負わせようとするものです。これらはアメリカのロースクールが伝統的に教えている授業の例です。これらはケース・メソット教育と関わっており、多くのロースクールにおいてまさに標準的な授業といえます。

私はいくつかの非伝統的な法律科目も教えています。この非伝統的科目が、これまで学生に提供されてきた科目ではなく、新領域の科目であることは明らかでしょう。それはときとして（ケース・メントドあるいはソクラテス・メソットを用いた）伝統的な方法で教えられる科目とは区別され、異なる形式・経験によって教えられることがあります。非伝統的科目のひとつの一例は、私の同僚が人種と法について教えている授業です。この授業において、学生

は、法における人種・民族の影響を学びます。例えばアメリカの黒人は、刑事法分野において不相応に不利な影響を受けます。学生は、この学説の根柢となる事實を学び、その理由を研究します。その理由は、黒人がより多くの罪を犯すからでしょうか。それともその両方なのでしょうか。法の枠内でそのような現状を改善するために、どのような変革がなされるのでしょうか。「女性と法」あるいは「法におけるジェンダー」の授業では、同様に、女性、少女、妊娠、あるいは性的指向に関する諸問題についてさえも、法がいかにして、ときに有利に、しかしより多くの場合には不利益に影響を与えるのかと、いうことについて学ぶのです。

私が教えている非伝統的科目のひとつは、「固定概念と偏見：無意識の法廷劇」という授業です。この授業はとても学生の興味を惹きつけるものです。アメリカにおいては、人々のなかに差異があるのが普通です。私たちは、異なる民族や、個人における違いをみることに慣れています。しかしアメリカでは、差異をもつことによって通常と異なった方法で取り扱われることがなあ珍しくありません。例えばアメリカ史において、私のような黒人がその肌の色のために異なった取り扱いを受けてきました。彼らはアメリカに最初に奴隸として連れてこられたときに差別的な取り扱いを受けましたし、今日においてもなお、頻繁ではないにせよ、異なって取り扱われることが大きな問題として残っています。例えは、2006年と2007年に行われたいくつかの研究は、同一条件であっても、白人よりも

*Kimberly J. Norwood, Professor of Law and Professor of African & African American Studies at Washington University in St.Louis School of Law.

黒の方方がより多く逮捕され、起訴され、有罪判決を受け、死刑判決さえ受けれる傾向において不相応に不利な影響を受けます。学生は、この学説の根柢となる事實を学び、その理由を研究します。その理由は、黒人がより多くの罪を犯すからでしょうか。それともその両方なのでしょうか。法の枠内でそのような現状を改善するために、どのような変革がなされるのでしょうか。「女性と法」あるいは「法におけるジェンダー」の授業では、同様に、女性、少女、妊娠、あるいは性的指向に関する諸問題についてさえも、法がいかにして、ときに有利に、しかしより多くの場合には不利益に影響を与えるのかと、いうことについて学ぶのです。

私が教えている非伝統的科目のひとつは、「固定概念と偏見：無意識の法廷劇」という授業です。この授業はとても学生の興味を惹きつけるものです。アメリカにおいては、人々のなかに差異があるのが普通です。私たちは、異なる民族や、個人における違いをみることに慣れています。しかしアメリカでは、差異をもつことによって通常と異なった方法で取り扱われることがなあ珍しくありません。例えばアメリカ史において、私のような黒人がその肌の色のために異なった取り扱いを受けてきました。彼らはアメリカに最初に奴隸として連れてこられたときに差別的な取り扱いを受けましたし、今日においてもなお、頻繁ではないにせよ、異なって取り扱われることが大きな問題として残っています。例えは、2006年と2007年に行われたいくつかの研究は、同一条件であっても、白人よりも

黒の方方がより多く逮捕され、起訴され、有罪判決を受け、死刑判決さえ受けれる傾向において不相応に不利な影響を受けます。学生は、この学説の根柢となる事實を学び、その理由を研究します。その理由は、黒人がより多くの罪を犯すからでしょうか。それともその両方なのでしょうか。法の枠内でそのような現状を改善するために、どのような変革がなされるのでしょうか。「女性と法」あるいは「法におけるジェンダー」の授業では、同様に、女性、少女、妊娠、あるいは性的指向に関する諸問題についてさえも、法がいかにして、ときに有利に、しかしより多くの場合には不利益に影響を与えるのかと、いうことについて学ぶのです。

私が教えている非伝統的科目のひとつは、「固定概念と偏見：無意識の法廷劇」という授業です。この授業はとても学生の興味を惹きつけるものです。アメリカにおいては、人々のなかに差異があるのが普通です。私たちは、異なる民族や、個人における違いをみることに慣れています。しかしアメリカでは、差異をもつことによって通常と異なった方法で取り扱われることがなあ珍しくありません。例えばアメリカ史において、私のような黒人がその肌の色のために異なった取り扱いを受けてきました。彼らはアメリカに最初に奴隸として連れてこられたときに差別的な取り扱いを受けましたし、今日においてもなお、頻繁ではないにせよ、異なって取り扱われることが大きな問題として残っています。例えは、2006年と2007年に行われたいくつかの研究は、同一条件であっても、白人よりも

黒の方方がより多く逮捕され、起訴され、有罪判決を受け、死刑判決さえ受けれる傾向において不相応に不利な影響を受けます。学生は、この学説の根柢となる事實を学び、その理由を研究します。その理由は、黒人がより多くの罪を犯すからでしょうか。それともその両方なのでしょうか。法の枠内でそのような現状を改善するために、どのような変革がなされるのでしょうか。「女性と法」あるいは「法におけるジェンダー」の授業では、同様に、女性、少女、妊娠、あるいは性的指向に関する諸問題についてさえも、法がいかにして、ときに有利に、しかしより多くの場合には不利益に影響を与えるのかと、いうことについて学ぶのです。

私が教えている非伝統的科目のひとつは、「固定概念と偏見：無意識の法廷劇」という授業です。この授業はとても学生の興味を惹きつけるものです。アメリカにおいては、人々のなかに差異があるのが普通です。私たちは、異なる民族や、個人における違いをみることに慣れています。しかしアメリカでは、差異をもつことによって通常と異なった方法で取り扱われることがなあ珍しくありません。例えばアメリカ史において、私のような黒人がその肌の色のために異なった取り扱いを受けてきました。彼らはアメリカに最初に奴隸として連れてこられたときに差別的な取り扱いを受けましたし、今日においてもなお、頻繁ではないにせよ、異なって取り扱われることが大きな問題として残っています。例えは、2006年と2007年に行われたいくつかの研究は、同一条件であっても、白人よりも

います。そのプログラムは、以下の諸国に設置されています²。

A：南アフリカ共和国。このプログラマは、アフリカで設置された最も古いプログラマであり、2000年以降現在まで続いている。

B：ルワンダ共和国とザンビア共和国
このプログラムの学生数は比較的少數です。

C:ケニア共和国のナイロビ。このアラムは、非政府組織(NGO)に学生を派遣しており、2007年夏期から開始しました。ロシントン大学ヤントルイス・ロ

スケールは2008年夏期に派遣できなかつたもの、2009年夏期に派遣できればいいと考えています。
D：ガーナ共和国アクラ。このプログラムはこれまでに約3回、夏期に行われています。

この講演では、ガーナにおけるプログラムとして用いたいと思います。なぜなら、このプログラムは私たちがアメリカで行っているあらゆる種類の仕事を表例となりうるからです。法学力リキュームがいかに個人のエンパワーメントを促すために有用であるかを示す第2の事として適切なものといえます。

まず、私たちの授業は公の利益に関わっています。次に述べるいくつかの方法で公の利益への関与を示します。

公衆のために働くことを選択することができるように、実習科目の履修に対して「授業単位」を取得することが認められています。裁判官のために働いたり、少年裁判所において働いたり、あるいは法律扶助を目的とする法律団体において働いたりすることはその例です。

2 学生は、公益に資する雇用主のため
に夏期研修のうち10週間働くことを契約
するならば、固定給を大学から得ることが

約4,000ドルであり、ガーナで働いた私
の学生の場合、その固定給から航空券代、
諸々の生活必需品代、現地での電話機購入
代、住居費の一部が賄われます。海外に渡
航する学生に対して現在提供している固定
給の総額は、アメリカ国内で働く学生の固
定給の総額と同額であるため、研修のため
に遠隔地へ渡航する必要のある学生へより
多くの補助金を支出する方法が検討されて

3 公益の仕事にとても魅力を感じたために卒業後もフルタイムでその仕事を選ぶことを決意した学生のため、卒業後に数年間公益の仕事に献身する学生の奨学金ローンを大学が肩代わりして支払う、奨学金返済免除制度が存在します。

南アフリカ共和国における私たちのエクスタンシップでは、履修単位を得る形で研修する学生もいれば、公益奨学金を受ける学生もいます。ガーナで研修する学生は、夏期の公益奨学金支給を受けています。

は主としてガーナの2つの組織と協働しています。すなわち、女性法律家国際連合（The International Federation of Women Lawyers:別称はFIDA³⁾）と法資源センター（Legal Resource Centre）です。FIDAは困窮した女性と児童に対して法的な助言と代理を行い、女性と児童の地位と権利に関する

する立法上の改革を提言しています。法道
源センターは、ガーナにおける最もかつて
大の NGO であり、コミュニティと協働

して、人権および社会的進歩・発展を確実にすることを目的としています。

私たちの学生は、人々が自らを守るのに必要な自信・能力・強さを得て、その人生と生活・労働条件を改善することを援助しようとします。過去数年間、私たちの学生は人身売買法(Human trafficking laws)に関連する仕事を行いました。人身売買には、人(多くの場合は、児童や10代の少年)を誘拐すること、および人を強制労働の現

場へ売り渡すことが含まれています。これらの人々は他人に売られます、多くの場合には国外へ売られるか、そうでなければ故郷から遠く離れた場所へと売られ、奴隸のように働かかれています。肉体労働をしなければならない人もいれば、性労働を強られる人もあります。その人々はしばしば暴力を振るわれ、栄養失調であり、そうでない場合でも悲惨な扱いを受けます。親が、子供を養う金銭的余裕がないことに苦しんべ、子供を仕事場にいったん「賃貸する」こ

とに合意したもの、実はその取引は罰款であり、その額は二度と子供と再会できず、しばしばその親子関係が破綻させられることも珍しくありません。私たちの学生は、その脅威について人々を教育し、親に対して子供を見知らぬ人のことへ「賃貸する」現実的危険について助言し、人身売買を違

法化するための立法を支援する、といった活動を行ってきました。私たちの学生は、AIDS や HIV の認知向上、家庭内暴力、識

字能力といった問題にも取り組んできています。

識字能力の問題について、もう少しだけ説明したいと思います。識字能力は、ガーナにおいて非常に大きな問題です。ガーナにおける多くの問題は教えられることができず、多くの人々が学校に行く経済的余裕をもっていません。学校に登校する生徒でさえ、あるべき水準の教育を受けていません。私たちの学生は識字能力向上の問題に取り

3 [語彙] 例文 文法 法則 語法 組合規則

1 学生は、セントルイスのコミュニティにおいて働き、人々を助け、あるいは仕事について触れたいと思います。私たち⁹は、学生がカーネギーメンタリティアフリカにおけるプログラム全般の説明は、ワシントン大学セントルイス・ロースクールの公式ウェブサイトにあります。<http://lawwustl.edu/divisional/> (last visited July 1, 2009).

と、私たちが仕事を共にする素晴らしい人々との経験は、先ほど民事司法クリニックについて説明した教訓・経験と全く一致しています。つまり、人々をエンパワーする一助となるために、ロースクールの学生は自己実現をし、自分自身を陶冶することができます。学生は、すべての人が自分と同じような生き立ちをもつではなく、どこで生まれ、どのような人として生まれつくのは大部分が偶然によるのだということを学んでいます。私たちの「依頼人」は、より知識を得て、より安全になり、より安定し、よりエンパワーアされ、うまくいなれば、自分の人生をコントロールする備えと能力を得るようになるのです。

事例3：高校法教育プログラム

アメリカには、アメリカ法曹協会(American Bar Association)という組織があります。それは法曹資格をもつ法律家の運営団体であり、一定の基準を満たすロースクールに対して認証を行っています。別組織のロースクール入学評議会(Law School Admission Council)は、ロースクール入学共通テスト(Law School Admission Test)をはじめとする他のロースクール関連の事項を取り扱っており、ロースクールの入学制度において大きな役割を担っています。これらの2つの組織はまた、毎年新たに法律家になる人々の数、そのシェンダー、人種、および民族についての人口統計情報を保有しています。

数年前にこれらの2つの組織は、ある懸念すべき傾向について注意を喚起し始めました。すなわち、黒人がロースクールに在学する割合が従来よりも減少していたので

す。長期間にわたってその割合は全く増せず、むしろ減少しており、それ以外の微小なため統計上有意ではありませんでした。2005年、両組織は会議を開催してその問題について検討し、最終的にはそれに対策を講ずるべく、ロースクールへの要請を含めたキャンペーンを展開しました。

シントン大学セントルイス・ロースクールで私が行った努力は、この要請に対するさやかな応答であり、将来的には、その規模を5倍にまで拡大していくければ期待しています。そのプログラムについて若干説明をしたいと思います。

2007年秋に、私のロースクールは、セントルイスのある高校とアメリカ法曹協会会員の法律家との間の協働を形成しました。その私の提案を受け入れました。その提案では、ロースクールの学生と高校1～3年生の18名が相互に交流して学びあい、教育用に作成された医療過誤訴訟を題材に、模擬法律事務所において共同で学習します。そのプログラムの目的は、一方では高校生がロースクールへの進学に興味を持ち、他方ではロースクールの学生が後輩に助言することに興味を持ち、将来的には教育さえも行う可能性をもたらすことであります。両方の目標を達成するために用いられる手段は、私が設置した「人種、教育、および法専門職」という科目でした。この科目を受講するロースクールの学生は、学期の前半部分において、アメリカにおける公教育の状態とその状態がもたらす少数民族の人種・民族・文化と低所得者層への影響について調査・研究・論文作成を行いました。その後、ロースクールの授業は高校ど

つながりをもちました。私が「LEAPS(法の理解向上ヒュッショナリズムに関する戦略プログラム: Law Exposure & Professionalism Strategies Program)」と名付けたこのプログラムでは、法律家が高校生に対して、法律家集団の文化、プロフェッショナリズム、法律事務所における生活について語り、ロースクールの学生が、ロースクールへの入学とその学生生活について話し、自分が行っている公教育研究プログラムについて議論を行いました。そして高校生は、法律事務所に「雇用」され、法律家とロースクールの学生によって、事件の戦略と理論の展開について教えられ、学期の後半において模擬事件を割り当てられて学習しました。その事件は、ジョージタウン大学ロースクールが作成した模擬事件をモデルに作成されています。事実の概要是、ある読み書きのできない高校3年生が、自分の高校とその学区に対して教育の不作為について訴訟を提起する、というものです。ロースクールの学生は、教育過誤

という不法行為が認められるのかどうか、公教育がある州を通じて平等であるべきなのかどうか、教育を受けるためにどのように助言することに興味を持ち、将来的には教育さえも行う可能性をもたらすことであるか、教育を受けるためにどのような義務が高校生とその親あるいは後見人に負わされているのか、等の問題について検討しなければなりません。LEAPSは、高校生が実際の裁判所を見学し、3名の現役裁判官による力強い意見を聴き、学習した模擬事件についての弁論を裁判官の面前で

行うことで締めくされました⁴。学期の終わりまでに、高校生は、教育から得られる大切な教訓、教育を受ける価値、自らのため戦うことのできない人々のために戦う必要性、子供の教育機会を確保するための子供と親の責任について学びました。高校生は法律家とロースクールの学生に出会い、彼らの大部分は自分と同じような人々であり、彼らのすべてが高校生である自分達のことを心配し助言をしてくれます。人々であると理解できることでしょう。秋学期のプログラムは、公式には2007年12月1日に終了しましたが、2008年春学期においても、ロースクールの学生はボランティアで高校生に助言を行い、一緒に学習しました。私たちはまた、法律職に興味を持つ何人かの生徒を得るという私たちの目標を達成しました。この点について、参加した高校生の1人が私宛てのメールの1通を紹介しましょう。

ワシントン大学セントルイス・ロースクールの皆さんと共に学習をする機会を頂きました。本当にありがとうございます。皆さんの経験は、大変に楽しいものでした。この経験によって、私はワシントン大学セントルイス・ロースクールに通うことを決心しました。改めて、感謝いたします。皆さんのことをこれからも忘れる事はありません。

⁴「[註注] 高校法教育プログラムについては、ワシントン大学セントルイス・ロースクールの公式ウェブサイトにおいて詳細なレポートがある。See http://www.wustl.edu/faculty_profiles/index.asp?id=5712 (last visited July 1, 2009)。また、同プログラムの理念については、ワシントン大学セントルイス誌2008年冬号がノーウッド教授のインタビューをもとに特集している。See Judy H. Watts, *Planting Seeds: Using the Law to Help Young People Grow in Washington University in St. Louis Magazine*, Winter, 2008, available at <http://magazine.wustl.edu/Winter08/KimberlyNorwood.html>. (last visited July 1, 2009).

そのプログラムは顯著な成功を収めました。[ミズーリ州セントルイスを管轄する] マウンド・シティ法曹協会ヒワシントン大学セントルイス・ロースクールは、2008年秋に再びそのプログラムを行うことを計画しています。例えば、社会福祉学を専攻する他の学生もまた、次回のこのプログラムの授業に参加する予定です。

2009-2010年度までに、私たちはこの授業と経験を、法科大学院長のケント・シヴィールド (Kent Syverud) 教授と臨床法学教育研究所副所長のアネット・アペル (Annette Appel) 教授が支援する新しいクリニックへ組み込んでゆくことを計画しています。新しいクリニックについては、私どもが、できれば同僚であるキャサリン・ゴルドヴァッサー (Katherine Goldwasser) 教授と共に指導する予定です。その新しいクリニックにおいては、学生が特別な必要性 (障害) をもつ児童を代理して、児童とその親が教育とさまざまな教育関連サービスを享受できるように支援を行います。私たちは、人種と教育 / LEAPS プログラムも継続していく予定です。

おわりに

私は、ロースクールの学生を鍛錬し、困難するコミュニティの人々に還元し、人々をエンパワーするために私が構築してきた3つの実践例を説明してきました。[教育のコミュニティへの還元とエンパワーメントという] 最後の2つの目標は、密接不可分に結びついています。人々が教育を受け、読み書きができる、様々な権利と法について知り、権利と法の存在価値を信ずる者に

よって支援を受けるならば、人々はより層しっかりと自助するようになります。それゆえ、コミュニケーションもまた、より一層しっかりと自助の機能を果たすようになるのです。

私たちワシントン大学セントルイス・ロースクールは、次のことを信じています。これらは、崇高な目標であり、実現可能な目標です。これらは、人々とコミュニケーションを支援し、私たちの学生に、人間の人生の貴さと法的技術の双方について教えるだけではありません。これらはさらに、学生に対して、真に書き法律家がコミュニケーションをひとつずつ、少しずつ、ひいては全世界を、すべての人々にとってより良い場所へと変化させること、変化させることを教えるのです。この講演によって皆さんの考えが刺激され、皆さんがそれらの目標を心に留めて新しく革新的な方法で法學カリキュラムを推進することを期待しています。もし皆さんがそうするならば、その過程において、善良で、有能で、注意深く、思いやりをもち、力強い法律家を育てることができることでしょう。そして法曹界は、常にそのような法律家を必要としているのです。ご聴聽を感謝いたします。

***** 質疑応答 *****

司会 それでは、ご参加の皆さんからご意見やご質問をいただきたいと思います。

参加者 アメリカの臨床法学教育だけではなく、日本の臨床法学教育にも、2つのゴールがあると考えています。1つは当然ですが、ロースクールの学生の教育というゴー

教育目的を重視していて、社会貢献のゴールはなかなか視野に入ってこないのが現状です。今回の講演では、この2つのゴールがうまく結びつけており、大変刺激的なお話をいただきましてありがとうございました。

参加者 アメリカの現状と比較しますと、仰る通り、日本の臨床法学教育は専ら教育目的を重視しています。とりわけ最近では、司法試験の合格に役立つ、というアピールをせざるを得ない状況にあるように思われます。日本の司法試験の合格率は一般に低いですし、しかもそれが低下しつつあるので、われわれは学生を惹きつけるために、臨床法学教育の臨床科目を取ると、司法試験の準備にも役立つ、ということをまず強調するわけです。このような状況をふまえれば、ワシントン大学セントルイス・ロースクールが学生に対して多額の補助金を支出して公益クリニックを支援していることと、その社会貢献のあり方に新鮮な驚きを感じ得ません。

ノーウッド 講演で触れましたが、公益活動を夏休みにフルタイムで行なう学生に対して、4,000ドルを大学側が支給するプログラムがあります。これはいわゆる、公益補助金あたります。このプログラムでは、学生が10週間公益機関で働くことをロースクールに届け出なければなりません。その財源は、結局は寄付に依存することになります。卒業生への寄付金依頼、さらには様々なプログラム、様々なファンドがあります。では、実際にこの公益補助金が何人に支出されるのかが問題になりますが、これには制限がありません。つまり基準さえ満たせば支出されるのですが、幸いなことに全員がこのプログラムに応募するわけではありません。現在の課題は、むしろ金額をいかに引き上げるかということにあります。4,000ドルでは自宅からアフリカまで行くのがせいぜいで、それ以上の資金にはならないのです。その他、様々な費用、例えば予防注射、生活費など諸々の費用がかかります。現在ワシントン大学セントルイス・ロースクールは、校舎の新設のために巨額の寄付金を集めていますが、その寄付の一部として、本プログラムへの寄付も算っている状況です。

アメリカのロースクールの学生の90%は、コーポレート・ファームに就職したいと考えています。公的的な法律活動を行うと收入が少なくなってしまうことが、大きな理由でしょう。学生は夏期研修で、普通の法律事務所において週給2,000ドルを得られるわけですから、10週間で4,000ドルを得ても経済的には全くたいしたことありません。ですから、アフリカのエクスター・シップへの応募人数は少ないといえるのかもしれません。

参加者 日本のロースクールの臨床法学教育が、司法試験に役立つことはよくいわれますけれども、私の本務校では面白い状況が起きています。就職率との関係から、最近の学生は自分の付加価値をつけるためにクリニックを一生懸命行う傾向が生じているのです。その意味では、事例1の民事司法クリニックは、ある種想像がつくクリニックなのですが、事例2のガーナにおけるエクスター・シップや事例3の高校法教育プログラムでは、学生たちにとってどのくらい付加価値がつくのでしょうか。このクリニックを受けたからといって、学生が

暴力を振るわざいたら離婚せよということになりますが、そのようなことはガーナではありえないのです。そこで学生たちにどのような訓練を行うかといえば、当事者の調停を行って、将来、依頼者がよりよい家庭関係を構築できるよう支援できるような訓練を行うわけです。

参加者 この講演を拝聴し、クリニックを行なう教員である私自身が本当にエンパワーしていただき気持ちで、初心を取り戻そうとしているところです。ノーウッド先生の仰せのとおり、自分でできることをしなければならない、と痛感しております。さて、質問なのですが、事例1の民事司法クリニックと、事例2のがーなにおけるエクスターングップでは、それぞれ何人ぐらいの学生が希望し、ウェイティング・リストに掲載される状況なのでしょうか。担当教員の数も含め、教員側の負担を教えて頂きたいと存じます。

ノーウッド まず、ワシントン大学セント

ルイス・ロースクールは、クリニックギャラントリー、つまり学生が臨床科目を望む限り受け入れるという方針をとっています。ただし、実際にどのプログラムに受け入れるのかについては、やはり定員が存在しており、この段階で質問のウェイティング・リストの問題が生じます。民事司法クリニックでは、毎学期で概ね16人の学生を受け入れます。教授は2人いますので、1人平均8人の学生を担当します。この臨床教育は、非常に手間がかかるものであり、常に新しい事件を受理して依頼者への面会を行ないます。そのため、教員1人で8人程度を受け持つのが最適ではないかと考えています。ちなみに、同僚のピーター・

ジョイ教授が担当する刑事クリニックも同様に、毎学期16人の学生を受け入れています。この2つのクリニックを含め、他に6つ、合計8つのクリニックが存在します。例えば、連邦議会クリニック、環境法クリニック、司法クリニック、検察クリニックなどです。民事司法クリニックを受講できなかつた学生が、他のクリニックの受講に回る場合もあります。優先順位としまして、最高学年である3年生が優先的に登録されます。本学ではクリニックに対する学生側の需要が大きいため、2人の弁護士を教員としてさらに採用したところです。

南アフリカとガーナのエクスターングップについてですが、南アフリカでは教員1人、学生12人であり、遠隔でコミュニケーションをしています。ガーナは私が担当しており、7人の学生が派遣されています。私はですが、このエクスターングップで教育する学生の上限は10人程度ではないでしょうか。アフリカのクリニックの場合には、それほど学生側の希望者は多くない

と思いますが、その経験を積んで私が今痛

セントルイス・ロースクールがもう少し大規模のロースクールと考えていました。220人から240人という規模なので、学生全員が希望してもまだ余裕があるのかもしれません。

参加者 紹介文にあるように、ノーウッド教授は、ロースクールの教授であると同時に、アフリカ系アメリカ人研究の教授でもあります。日本においては司法試験合格率が低下していますが、これは当然のことながら、受験者数全体でみられる傾向です。しかしアメリカにおいては、黒人の司法試験合格率が低下しているということでした。その理由として考えられる要因は何でしょうか。

ノーウッド 私はごく最近そのテーマについて論文を執筆したばかりなので、この講演会にその論文原稿を持参すべきでした。要するに、黒人が高校の段階で中退してしまう割合が非常に高いのです。先ほど中退率が50%と述べましたけれども、高校によっては70%から80%にもなります。やっと大学に進学しても、そこでまた中退

しているのは、アメリカにおいては公教育に対して、本来支出すべき支出がなされないといふことです。黒人、ラテン系アメリカ人、貧困者の8割は、公立学校へ通っていますが、その公立学校に十分な予算が支出されています。これらの学生は、無資格教員が教育を行なうような学校へ通いますが、もともと経済環境と地域

感しているのは、アメリカにおいては公教育に対して、本来支出がなされないといふことです。黒人、ラテン系アメリカ人、貧困者の8割は、公立学校へ通っていますが、その公立学校に十分な予算が支出されています。これらの学生は、無資格教員が教育を行なうような学校へ来るといふことは、その学校は崩壊している状況に直面する訳です。かつて「パーフェクト・ストーム」というタイトルの映画がありましたが、悪条件がいくつも重なってつくりあげられた現在のアメリカ公教育の危機的状況は、まさにパーフェクト・ストームといってよい状況と思われます。

もう1例のみ挙げましよう。去年にある学校を視察したのですが、その学校の先生と対談してすぐ、その先生自身が教育を受けておらず、無資格であることを確信しました。学校で使われている教科書は何年も前の古いもので、情報が刻一刻と変化している情報化社会の中で大きく立ち後れていました。さらに、学校の設備をみると、暖

房がないので凍り付きそうに寒かった記憶があります。このような地域の学生、つまり黒人の学生は、ある種の危機に置かれているのです。希望も全くなく、うちひしがれ、家族のなかで大学を卒業したものは1人もいないという状況に置かれています。

私たちは、こうした地域の高校生と一緒に高校法教育プログラムを行つたのです。12年生の高校生の中には、6年生レベルの読み書き能力のない学生もいます。それに進級できることとは、この学生がきちんととした教育を受けてこなかつたことを意味しています。

さらに、高校を卒業したにも関わらず読み書きできないという状況も生まれています。先ほどとりあげた横暴事件では、このように教育を満足に受けられていない生徒が、教育過誤訴訟を行うという設定にしています。しかし、ここで考えて頂きたいのは、その教育の責任が学校のみにあるのか、両親、子ども、コミュニティには存在しないのか、ということなのです。このようないふてな話ですが、実際には、学校は、現実に、全米に無数に存在しているのです。

その一方で、地域によっては非常に優れた教育環境をもつ公立学校もあります。私が住んでいるセントルイス郊外の地区の公立学校ですが、その公立学校には最新の校舎に加えて室内プールとコンピューター・ルームがあります。なぜこれほど教育環境が異なるのでしょうか。このように教育を改善するためにどうするかといえば、結局のところ、まず、学生が教育を受ける必要があるのです。しかし、学生は先ほど申し上げたような悪循環に陥ります。この状況が、いままさにアメリカの置かれている状

況だというわけです。

参加者 ノーウッド先生、本日はご講演をありがとうございました。アメリカのロースクールでの臨床法学教育の多様性と、その視野の広がりがアフリカ諸国にも及んでいることを知ることができ、大変に強い印象を受けました。日本の法科大学院の臨床法教育も、司法試験の呪縛に悩んでいるだけではなく、法曹の社会的使命をしっかりとわきまえた学生を一人でも多く社会に送り出すことができるよう、教育努力を継続してゆかねばならないという思いを強くいたしました。

司会 ノーウッド先生、本日はアメリカの臨床法学教育の問題意識に富んだグローバルな展開を紹介いただき、大変にありがとうございました。

日本における学生実務規則の制定について

セミナー3